

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店（以下「事業場」という。）において、販売員として勤務していた。
- 2 請求人によると、平成○年○月○日、事業場の店舗内通路に置かれた重さ○kgを超える飲料カゴ台車を店舗外に移動させていたところ、台車の車輪がコンクリートの割れ目に挟まったため、台車が急に動かなくなり、その際、右膝に強い衝撃を受け、痛みを感じたという（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同年○月○日、D病院に受診し、「右膝半月板損傷、変形性膝関節症」（以下「旧傷病」という。）と診断され、療養の結果、平成○年○月○日治癒（症状固定）となった。

- 3 請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。
- 4 その後、請求人は、平成○年○月初旬頃、右下腿に浮腫が出たことから、同月○日、D病院に受診し、「右下腿部静脈血栓症」（以下「本件傷病」という。）と診断されたため、請求人は、本件傷病は旧傷病が再発したものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は旧傷病の再

発であると認め、これを支給する旨の処分をした。

請求人は、療養を継続した結果、平成○年○月○日、再び治癒（症状固定）となった。

5 本件は、請求人が、再治癒後障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級第10級に該当するものと認めたものの、請求人には既に障害等級第10級に該当する障害があり、新たに生じた障害が既存障害を上回らないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。

6 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第10級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）再治癒後、請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の主張及び医学的意見からみて、決定書理由に説示するとおり、下肢の機能障害及び局部の神経系統の障害であると認められる。

（2）治癒後残存する障害の程度やその障害が障害等級に該当するか否かについては、障害等級認定基準（以下「認定基準」という。）に従って判断することと

されており、当審査会としても、認定基準に基づき、上記の各残存障害について検討する。

ア 下肢の機能障害についてみると、以下のとおりである。

(ア) E 医師の平成○年○月○日付け診断書、F 医師の同月○日付け診断書及びG 医師の同年○月○日付け意見書並びに平成○年○月○日撮影の右膝X線画像によると、請求人は、平成○年○月○日に右膝人工関節置換術が施行されていることが認められる。

(イ) 請求人の両膝の関節可動域については、決定書理由に説示するとおり、患側である右膝関節の可動域は、健側である左膝関節のその1/2を下回っていないことから、当審査会としても、「関節の機能に著しい障害を残すもの」(障害等級第10級の10)に該当するものと判断する。

イ 局部の神経系統の障害についてみると、以下のとおりである。

(ア) 請求人は、「常に右膝から右足首まで全体が腫れて、痛みが強い。右膝に全体重がかかったとき、激痛が走る。じっとしていても常に強く痺れを感じる。杖を常に利用しなければ、歩けない状態である。右膝を曲げたり、右膝に力が加わったときに、痛みがある。」などと述べている。

(イ) F 医師は、上記診断書において、「平成○年○月初旬より右下腿の浮腫を認め、本件傷病と診断。術後(UKT)と疼痛のため下肢運動不足による静脈うっ滞が原因で本件傷病を起こしたものと考えた。」と述べている。一般的に、人工関節置換術後に深部静脈血栓症が発症することは、頻度の高い現象であるとされており、請求人の本件傷病も、右膝人工関節置換術に起因して発症したものとみるのが相当であるから、旧傷病とは医学上の因果関係があるものと判断される。

(ウ) 障害の状態について、F 医師は、上記診断書において、「右下肢の発赤、腫脹」と診断し、G 医師は、上記意見書において、「請求人の主訴及び自覚症状として、①右膝運動時痛、②右下肢の腫脹感、③右下肢の痺れ感」と記載している。

(エ) 以上からすると、請求人に残存する障害は、決定書理由に説示するとおり、請求人の主訴及び医学的意見からみて、当審査会としても、「局部にがん固な神経症状を残すもの」(第12級の12)に該当するものと判断する。

なお、請求人は、「監督署長は、本件傷病を神経障害のように言っているが、正しくない。本件傷病は治る病気ではなく、明らかな障害である。」旨主張し、本件傷病自体を障害として評価するように求めている。しかしながら、労働者災害補償保険において障害補償の対象となる障害は、部位ごとの機能の喪失の程度に着目して行うところ、本件傷病による主張は疼痛・腫脹であることから、当該主張は局部の神経症状として評価されており、重ねて障害補償の対象とすることはできない。なお、請求人は、重大な合併症のおそれがあることをもって高く評価すべきであると主張しているとも解されるが、それは療養補償の対象となり得ることを示すものに過ぎず、そのこと自体で障害の対象となるわけではないから、その主張を採用することはできない。

- (3) 以上からすると、請求人に残存する障害は、決定書理由に説示するとおり、右下肢について、「1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」（第10級の10）と「局部にがん固な神経症状を残すもの」（第12級の12）となるが、1の身体障害に他の身体障害が通常派生する場合にある場合には、いずれか上位の等級をもって、当該障害の等級とすることから、第10級の10と判断され、既存の障害等級を上回る障害であるとは認められない。

なお、請求人は、「今回、障害等級5級の状況となって、身体障害者手帳を支給されている。」と述べ、障害等級第10級の10を上回る旨主張するが、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳の制度にあっては、障害の程度の決定には業務災害によらない傷病についても考慮され、労災保険法上の障害等級の決定とはおのずから異なるものであるから、その主張を採用することはできない。

- (4) 請求人は、当審査会に対し、監督署における障害等級の認定に係る調査の実情等について改めて調査すべきである旨主張している。

しかし、監督署における調査の実情が本件障害等級に係る当審査会の上記判断を左右するものではないから、当審査会としては、請求人の主張する調査を実施する必要はないものと判断する。

また、請求人は、右膝の状態が悪化したとして、平成○年○月○日付けD病院H医師作成の診断書を提出している。同診断書には、請求人は、平成○年○月○日に負傷し、左大腿骨内顆骨壊死及び左膝半月板損傷を発症したと記載さ

れており、本件事故との関連については何ら記載されていない。よって、本件障害等級の判断を左右するものではない。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。